

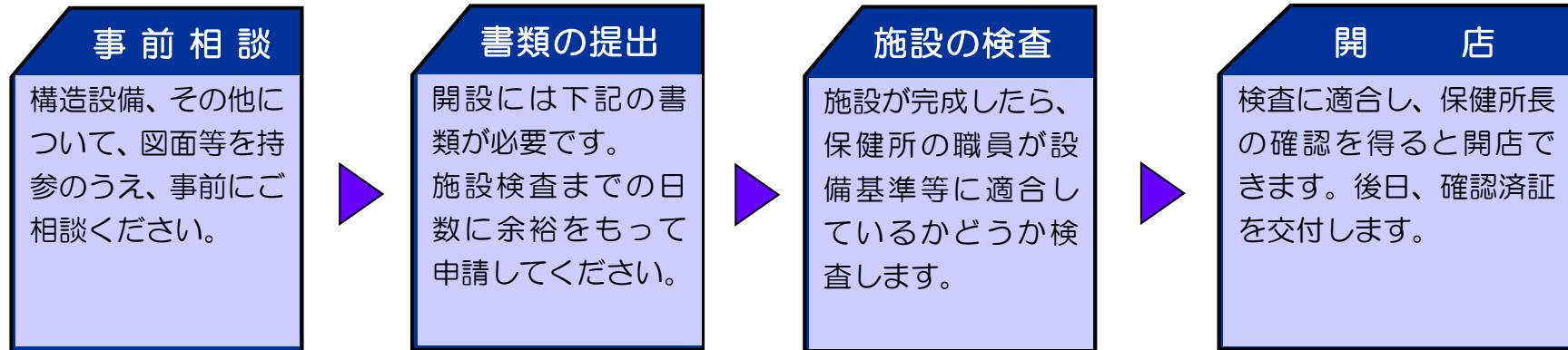
理 容 所 の て び き

品川区保健所

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-9138

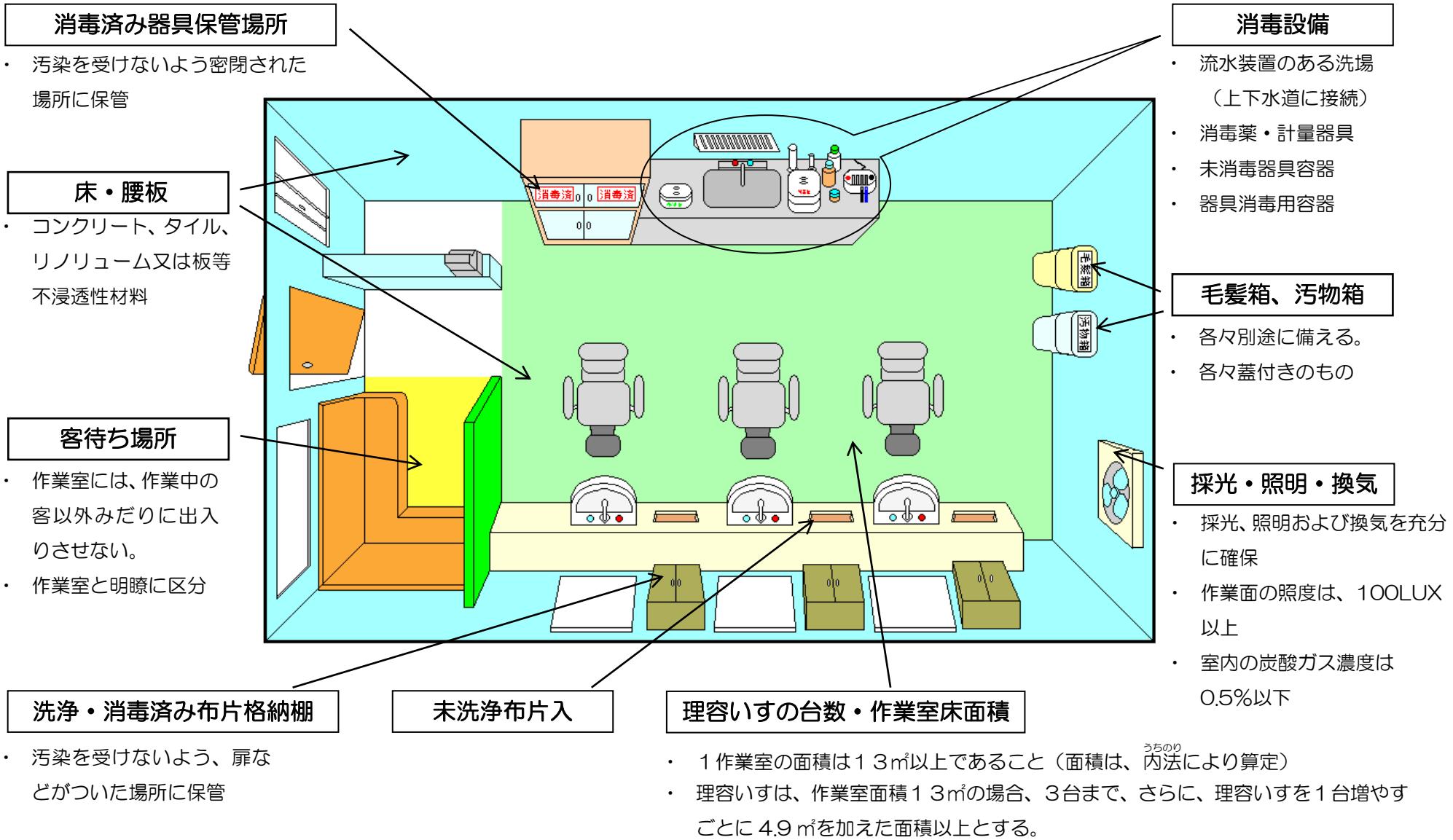
理容所開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
 - ❖ 施設の平面図
- 従業者名簿
 - ❖ 有資格者の免許証（**本証提示**）
 - ❖ 有資格者は医師による診断書（**結核・伝染性皮膚疾患**の有無がわかる、3か月以内のもの）
 - ❖ 管理理容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（**本証提示**）
- 検査手数料（16,000円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（**原本提示**）
- 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等が記載されたものに限る。）

(例) 理容所 構造設備概要



理容所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ✗ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✗ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ✗ 施設を大規模に増改築
- ✗ 施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ✗ 法人代表者が変更
- ✗ 施設を小規模に増改築 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかるもの（イスの数など）となります。

*施設の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面等)

◆ 従業者変更届

- ✗ 従業者の新規雇用、異動、退職等

必要書類

- * 従業者変更届
- * 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）

◆ 承継届

- ✗ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✗ 法人が合併・分割した。

必要書類（個人の場合）

- * 承継届
- * 被相続人および相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹等
被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 廃止届

- ✗ 営業をやめた。 等

必要書類

- * 廃止届

器具類の洗浄と消毒方法



*¹ 0.1~0.2%を目安とする。 *² 0.01~0.1%を目安とする。

理容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、定期的に換気すること
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること

関係機関一覧

理容師試験・免許証・管理理容師講習会に関すること	
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター	
〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚 01 (8F)	・理容師試験、管理理容師講習会に関すること 電話 03-5579-6115
	・免許証に関する事 電話 03-5579-6878
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター	
〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	電話 03-3445-8751